



小野 昌士 議員

問

文化とは人類が自らの手で築き上げてきた有形、無形の成果の総体をいう、「ある学者は高尚な学問や芸術だけが文化ではなく、人間の営みすべてが文化である。」と言っている。神話も含め隠岐の島は歴史と文化の宝島である。地質遺産は世界の登録に値する価値が認められようとしてつつあり、まさに「日本の記憶が息づく島」である。町内にも町の指定文化財が74あり、うち無形文化財18は神道等にまつわる神楽、祭礼風流、牛突き習俗で、こうした行事に参画、行動している人達が「隠岐びと」として地域を支え、守り、文化をつないでいると思う。行政は文化の育つ環境整備や、この町

Q 攻めの文化行政で町づくりを。
A 過疎債を充当でき支援が可能かと思う。
(町長)
A 人的やハードウェア面での支援に努力する。(教育長)

教育

伝統的文化は、地域住民の心のよりどころとして連帯感を育み、ともに生きる社会基盤を形成する役割を担っている。文化財は将来の地域づくりの核となるもので確実に次世代に継承していくことが求められている。町民の故郷に対する認識を深め文化の向上に資するため、人的やハードウェア面での支援に努力することとあわせ、振興財団のあり方について研究指導する。

町長

「隠岐びと」が生活の中で築きあげてきた文化を先人達がそうしたように末代まで引き継がなければならぬ。「攻める文化行政」については今年からソフト事業に過疎債が充当できることとなった。地域が伝承してきた文化についても支援することが可能かとも思っている。文化振興財団は非常に大切なものであると認識している、基金増額が必要かは今後検討させる。

問

希望と活力ある町づくりは、文化も含め、今、町にあるものを使い切る。できることから始める。そうした心根で今日から行動することが大切だ。文化行政と地域づくりを強力に進めるべき。



高宮 陽一 議員

問

隠岐病院の産科医師が不在となり、島内での出産が出来なくなったため、町は本土での出産に経済的な支援を行ってきた。このことにより本人はもとより家族も安心して出産に望むことが出来たと思う。しかし、本年4月から島内出産が可能となったことは喜ばしいことであるが、島内出産が可能となったことで、本年3月で島外出産の支援制度を廃止した。

Q 安全な出産・出産への支援を。
A 継続して支援する方向で検討する。

儀なくされる方には支援制度はなくなる。

本町の次世代育成支援行動計画(後期)では、健やかに生み育てる環境づくりの基本施策に、安全な妊娠・出産への支援を掲げている。そこには、島外出産を余儀なくすることになった妊婦が安心して出産に望めるよう支援していくことも課題となっているとある。

当初は、隠岐病院の産科医師が不在となったことからスタートした制度



子供は町の宝

妊婦さんの中には1割から2割程度の方が本土出産を余儀なくされるとも聞いており、3月までに支援制度の対象となつた方は4月以降の本土出産も対象となり、経済的な支援を受けられるが、4月以降、本土出産を余

町長

制度の廃止まで度を設けることが出来な

問

検討していることだが、この制度が途切れることのないように4月以降も実施するの。

町長

勿論、実施する方向で検討する。



前田 芳樹 議員

問

昭和58年1月に集落道拡幅のために用地買収した土地の所有権移転登記が完了していなかったため、現在、該当地一帯の測量調査が五箇・妙見地区で進んでいる。

甚だ長期間放置されていたようだ。旧町村時代のことにせよ継続的に行政上の責任はある。今回の登記未完了で、数人の善意の当事者達は、実に27年間もの長期間に亘って買収されて道路になつた部分の固定資産税を払い続けて来た。この中の1人が登記未完了に気づき役場に善処依頼をしたが進展が無く、法務局に手紙を出したことから事態が動き、役場職員も登記未完了に気づき、全くの行政上の失態による固

Q 固定資産税の過徴収金の還付は5年分までではなく、全期間分を。

A 5年間を超える部分についても還付すべきであり、早急に要綱の策定と施行をする。

定資産税の過払い事態が露見した。その際、5年間の還付しかできないとの説明であったという。役場は住民のためにあるのではないかと不信感さえ抱いている善意の当事者達に対して行政は謙虚な姿勢で改めて謝罪するべきではないか。また、27年間に亘って遡及して還付し、胸襟を正して道義的責任を果たすべきではないか。

町長

改めるべきは改めて、行政への信頼の確保を図ることが何よりも大事であると考え。今回は、行政側が取得した用地の変更登記をしなければならぬため、過徴収が生じてしまった。5年間を越える部分についても行政側の責任において遡及して還付されるべきである。早急に綱領の策定と施行をしたい。町

問

民に不利益を及ぼすような対応は私の本意では無いので、誠意を尽くして対応したい。

不動産登記法118条①②項で、公共用地収用の場合、自治体が速やかに単独で登記する義務が規定されている。用地提供者に義務は何も無い。この点職員を指導して登録漏れが無いようにするべきだ。

町長

早急に対応したい。



集落道拡幅

島根県・隠岐島町村議会議員研修会

島根県町村議会議員研修

9月29日松江市において開催され、約130名が受講した。午前中は島根県総務部消防防災課、井上幹雄氏による「島根県における防災・危機管理について」の講習で東日本震災を教訓として島根における過去の自然災害を再確認し地域防災計画の見直しや、地震被害想定調査等今後の自主防災活動のあり方や原子力安全・防災対策を学びました。

午後は、拓殖大学地方政治センター長・竹下讓氏による「議会会改革の方向」と題した講演。住民に真に理解され高く評価される議会へと改革する術を強く語り、議員の更なる資質向上を熱く説いた講演であった。研修内容を謙虚に受け止め、住民生活を守るために検討、努力することをあらためて確認した。

隠岐島町村議会研修

9月30日には同場所でも中山ブレス(株)代表取締役の中村俊郎氏から「隠岐島は日本の宝」と題した講演を頂きました。まず、中村氏が隠岐に訪問した際の体験から、隠岐人が気付いていない隠岐の素晴らしさを熱弁され、改めて隠岐のすばらしさを再認識した。次に、中村氏が旧大森町に生まれ、

世界へと旅立ち、現在は生まれ故郷で会社を経営されている経緯や、故郷に対する思いを聞かせて頂きました。会社を設立する際には出来るだけ交通が便利、人口が多い都会へと進出する中、中村氏は生まれ故郷で会社を設立し、今では世界の中村ブレスとなつていきます。企業立地としては離島というハンデを背負っているが、今回の講演で、世界の隠岐へとなれるヒントを学べたのではないかと思います。



町村議会議員研修